

論壇

取引相場のない株式の「みなし譲渡」における「時価の判定」の論点整理 ― 令和2年3月24日最高裁判決の実務への影響 ―



渡邊定義 【麹町】

1 事例の概要

(1) みなし譲渡と取引相場のない株式の時価の算定
個人が法人に資産を「著しく低い価額」(時価の2分の1未満)の対価で譲渡した場合、その時における価額(以下、「時価」といいます)で譲渡したものとみなして課税される(所法59①二、所令169)。

この取引相場のない株式の時価を算定する場合、通常、売買実例などはないことから、実務では、所得税法基本通達(以下「所基通」といふ)59―6に沿ってその時価を算定し、時価が二分の一とならないよう考慮しつつ譲渡価額を算定している。
所基通59―6(改正前)は、その時価の算定方法に、財産評価基本通達(以下「評基通」といふ)の規定を準用し、その株式等の時価の算定方法を定めているが、算定方法の選択を大きく左右する「同族株主以外の株主が取得した株式」かどうかを判定する評基通188の準用に当たり、その判定時期が「譲渡直前」(譲渡人)なのか、相続税や贈与税の課税の扱いと同様に「譲渡直後」(取得者・譲受人)なのかについては、所基通59―6(改正前)は

評基通188(1)の準用についてのみ「譲渡直前」とし、それ以外の準用についてはその記載がなかった。

(2) 申告及び課税処分
納税者は、所基通59―6(改正前)が原則的評価方式で算定するか特例的評価方式(配当還元方式)で算定するかを判定するに当たり、評基通188(1)の準用についてのみ「譲渡直前」で判定すると記述し、同規定以外の準用に当たっては「譲渡直前」という記述はないことから、評基通188(1)以外(本件事例の場合は評基通188(3))については、評基通の原則どおり取得後(譲渡直後)で判定し、少数株主に当たるとして特例的評価方式で算定した価額を時価として取引相場のない株式を譲渡し、所得税の確定申告を行った。

これに対して課税庁は、「譲渡直前」で判定すると譲渡人が同族株主になるとして原則的評価方式により算定した価額を時価とし、納税者の譲渡価額は2分の1を下回っていることから、所得税法59条第1項を適用して更正処分を行った。(3) 訴訟の経緯
納税者は、課税庁の更正

処分を不服として提訴した。

第一審の東京地裁(平成29年8月30日)は、法令・通達の趣旨から時価を特例的評価方式で算定するか否かの判定は、「譲渡直前」で判定するのが相当としたのに対して、控訴審の東京高裁(平成30年7月19日)は、所基通59―6は特例的評価方式で算定するか否かの判定について、評基通188(1)を準用する場合のみ「譲渡直前」とし、それ以外の場合はその記載がないことから、「譲渡直後」で判定すべきとした。

最高裁(令和2年3月24日)は、東京高裁の判断は法令に違反している(左記2参照)として、その判決を破棄して、東京高裁に再審理をするよう差し戻した。

(4) 国税庁の動き
最高裁判決により、国税

庁の主張は認められたものの、「所得税法に基づく課税処分について相続税法に関する通達の読替えを行うという方法が、国民にとっ

て分かりにくく、「課税に関する予見可能性の点」から、「より理解しやすい仕組みへの改善がされる」とが望まれる。」という指摘(後述の④補足意見)を受けて、国税庁は趣旨を明確化するため通達改正案を示し、これについてのパブリックコメントを募集し、その回答が国税庁ホームページ(令和2年8月28日)に掲載され、改正が進められた。

本稿では、この事例を通じて、投げかけられた疑問、最高裁判所の判決を踏まえながら、実務に与える影響について若干の整理をする(注1)。

① 判決のポイント
譲渡所得に対する課税は、「資産の値上りによりその資産の所有者(譲渡人)に帰属する増加益」を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものである。

2 最高裁判決と国税庁の対応

その支配力を判定して算定すべきである。そうすると、譲渡所得の場面においては、相続税や贈与税の課税の規定をそのまま適用できず、所得税法の趣旨に即し、その差異に応じた取り扱いがされるべきであるところ、所基通59―6(改正前)は、取引相場のない株式の時価の算定について、評基通188の準用(特例的評価方式か否かを判定する)に当たり、「譲渡直前」で判断することを条件に評基通の例によることを定めた趣旨のものということができる。

② 補足意見
租税法主義は、課税要件明確主義も内容とするものであり、所得税法に基づく課税処分について相続税法に関する通達の読替えを行うという方法が、国民にとって分かりにくいというところは否定できない。
課税に関する予見可能性の点についての納税者の主張やそれを認めた原審(東京高裁)の判示に首肯できる面があり、より理解しやすい仕組みへの改善がされることが望まれる。
(2) 通達の改正等
国税庁は、以下のとお

3 判決を受けての雑感

今回の事例は、端的に言うところ、「所得税法に基づく課税処分について相続税法に関する通達の読み替えを行うという方法が、国民にとって分かりにくいことは否定できない」ところに端を発したのもともいえる。実務では東京高裁がいうように「課税に関する予見可能性を示している」として捉えているからにはかからないといえる。これは、法令を解釈する通達が大衆回帰的に発生する各事象について、税法を均一かつ公平に適用するために必要不可欠なものであり、このような通達の役割の重要性にかんがみると、本事例だけでなく、未整備や不明確である通達については、その解消について不断の努力が求められている。

このことに関して、1つ例を挙げることが許されるならば、評基通における組織再編に係る規定等の整備である(注2)。
小生も以前合併等の場合の類似業種比準価額の適用の条件について情報を発信したことがあるが、その後
この点については、実務家の間では従来0.5で良いとして、これまで多くの税務会計ソフト等が0.5を用いていたこともあり、実務に大きな影響があると思われる。
その他、評価会社が有する子会社株式の価額を算定する場合等についても整理している。(詳細は省略)

【参考文献等】
(注1) 本件最高裁判決については、次のような解説がある。
・梶野研二「非上場株式に係るみなし譲渡課税における時価」(1)(2)(T&A master No.833、834)
・品川芳宣「個人が法人に非上場株式を譲渡した場合の当該株式の時価(同族株式等判定の時期)」(T&A master No.835)
・与良秀雄「譲渡所得課税の少数株主判定のポイント」(週刊税務通信No.3610)
(注2) 宮田房江「財産評価基本通達186―2(2)括弧弧書」(東京税理士界No.718・論壇)等参照。
(注3) 渡邊定義・森若代志雄「財産評価実務上の重要事項」(国税速報No.5528、平成15年7月3日)。それを受けて解説している「株式会社債権評価の実務」P.234(大蔵財務協会)(加藤博編)